どれだけ炭鉱労働者の命を奪うのか

三菱南大夕張砿でガス爆発

保安無視の告発を伝える新聞各紙

三菱南大夕張礦は、昭和四十一年三菱鉱業が開発に着手し、四十五年八月出炭開始。四十八年長崎県の三菱高島炭鉱と合併し、三菱石炭鉱業南大夕張礦業所となった比較的新しい炭鉱です。従業員は約二千五百人（坑内外、下請けを含む）。日産平均三千四百トン、年産約百十万トンの優良原料炭（コークス用）が中心。深部採炭のためガス湧出量が多く、高地圧で岩盤が弱いなどの問題が指摘されており、五十四年五月にガス突出で十八人の犠牲者を出しています。

災害発生から早くも半月余り、道警と保安監督局の原因究明と会社側の保安責任を糾明する捜査が続行されていますが、ガス抜きの手抜きや、災害直前に〝山鳴り〟があったこと、さらにガス警報器が低い位置や風通しのよい所に設置されていた、などの指摘や現場からの告発を現地の新聞が伝えており、センサーがなぜ感知できなかったのか、初歩的なガス検定の不十分さや坑道の異状がなぜ発見できなかったかなど、今回の災害が生産第一主義による人災であることが浮き彫りになっています。

政府調査団が入坑

通産省の事故調査委員会（委員長・房村信雄早大理工学部教授）の一行十三人は二十二日に入坑調査、「事故原因はガス突出ではなく、ガスが湧出して爆発した」と断定、爆発場所は「八片坑道（海面下六百六十メートル）の一部区域」としています。

なぜ集中監視装置が作動しなかったのか、火源は何かについては、「極めてまれな事故例」として原因究明がかなり困難であることを示唆しています。

炭労が対策委

炭労は災害発生後、直ちに中村道炭労委員長を長とする対策委員会を設置し、原因究明、補償、安全確保などについて会社側に申し入れるとともに、政府、国会にも要請しました。また炭労は、二十日調査団が入坑、中間報告を発表しました。さらに各支部に対し、①会社側に対する抗議電と南大夕張支部への激励電の打電、②全職場での火源、ガス関係の一斉点検、③二十三日代表者会議の開催と合同葬への参加、などを指令しました。

三池労組は、①各職場分会毎に抗議電と激励電の打電、②執行部による保安点検、③各分会の重点項目の点検強化、④ビラ配布、などを実施しました。

通産、異例の要請

通産省は、すでに「国内炭は必要、保安を第一義に」との大臣談話を出しましたが、連続する災害を重視して各山に政務次官を派遣、三池には二十七日来山し労使に保安への取り組み強化を要請しました。

特別保安月間へ

石炭協会は、六月を重大災害撲滅基盤強化月間とし、六月三日を特別保安日として一斉に操業を停止、保安総点検、保安作業、保安教育などを実施します。

執行部が入坑点検

三池労組は、高島礦、南大夕張礦の重大災害発生、さらに四山鉱、三川鉱の自然発火などの事故を重視して、二十一日四山鉱、二十二日三川鉱の執行部の入坑点検を実施、四山鉱で七項目、三川鉱で十項目の改善を申し入れました。有明鉱については六月一日入坑点検を実施します。

また執行部と弁護団から、今後の対応として、和解条件などについては十分検討し、原告団、機関にはかること、さらに会社に和解のテーブルに着かせることの意義、和解での前進をかちとるために、要求で統一し、団結してそれぞれの責任と連帯でたたかい抜くことの重要さが訴えられました。

惨事伝える「北海道新聞」

生産第一主義の保安手抜き

五月十七日午後三時四十五分ごろ、三菱南大夕張礦でガス爆発が起こり、六十二人の命が奪われ、重軽傷者二十四人を出す大惨事となりました。この大災害は、同じ三菱の高島礦の災害（四月二十四日、十一人死亡）からわずか二十三日しか経っていません。八十三人の犠牲者を出した昨年一月の有明鉱の大災害、さらに四年前九十三人の犠牲者を出した北炭夕張新鉱の大災害は、まだ記憶に新しいところです。過去の尊い教訓が生かされず、生産第一主義、人命軽視の結果起こった人災に対し、深い怒りをもって抗議します。また、原因と責任の究明、遺族と被災者への万全の措置、今後の保安確保が強く求められています。

11.9訴訟

〝和解の席につく〟を決定

団結してたたかいを進める

昭和三十八年十一月九日の三川鉱大災害によって犠牲となった遺族とCO患者の損害賠償請求の民事訴訟が結審に向けて終盤を迎えている中で、一月二十二日福岡地裁の谷水裁判長から原告、被告相方に〝和解意思の有無〟について打診がありました。

その後、二回にわたって裁判所への回答を延ばし原告団内部の討議をすすめ、四月二十一月に原告団の臨時総会を開いて意志の集約をはかりました。十分な論議をふまえた原告団の意志は、大勢として「和解のテーブルにつく」ということでした。

この原告団の意志集約を尊重し、執行部としては全体的な立場で慎重に検討した上で、五月十三日の第十四回委員会に「和解のテーブルにつく」ことを前提とした『十一・九CO裁判の「和解意思打診」に対する態度について』提案し、大衆討議に入っていました。

三十日に開かれた集約のための第十六回委員会では、圧倒的多数で執行部提案が承認され、「和解のテーブルにつく」ことが決定されました。

職場分会での討議の集約では一部の分会で反対、態度保留がありました。

討議の過程で出された質問や反対意見は、①和解でCO闘争がすべて終わるのではないか、②和解と同時に裁判継続はできないのか、③和解条件はどうするのか、などですが、執行部と弁護団からそれぞれ答弁があり、解明されました。

賃金精算引き延ばしは不当

本年度の賃上げは一方二百六十二円（三・四%）という低額でしたが、会社は四月から七月までの増給分について来年の一月から三月までの間に支払うと申し入れ、強行の意図です。

三池労組では、低額の賃上げであり実質賃金低下の結果労働者の生活はますます厳しい状況にあることから、この申し入れは到底納得できないとして反対を表明し、文書で申し入れました。

申し入れ要旨

① 増給分の精算を来年まで延ばす理由を明らかにすること。

② 増給分については上期中（九月まで）に支払うよう再検討すること。

地底

▼…テレビが悲報を伝える。遅々として情報は進まず同じ画面が夜をこえていく。どの炭鉱災害の場合も同様である。閉じ込められた仲間はすでに息絶えていた。氏名の上に引かれる黒いマジックの線が炭鉱を象徴する。

▼…夕張市は最盛期の十二万人から三万二千人に減っている。四年前には北炭夕張新鉱の災害で九十三人の犠牲者が出た。この半世紀に明はなく、〝暗につぐ暗〟としか言いようがない。それは筑豊にもわが街にもいえることであるが、〝やせ細る〟現実は〝人柱〟によって救われることはない。それが『炭鉱史』であってはならぬ。

▼…「最新鋭のヤマでなぜ…」という声が多い。機器のことだがセンサーが感知するにも空白がある。コンピューターを使うのも人間であることを忘れてはならぬ。現場で警報器をセットするのは限られた人である。ガス抜きの指示もまた人。「保安優先」を言いながら目の前の石炭に目がくらんでしまうのであろうか。

▼…近代化されたといっても炭鉱の賃金は請負給。刻々と変化する現場。加えて深部化・奥部化で地圧も、水も、熱も、ガスもますます危険度を増幅する。それらに対応するためには人の配置と賃金の見直しが不可欠だ。保安は〝労使一体〟というが、なれ合いでは実効は望むべくもない。機器をこえる近代化こそ急がれる。

▼…「危険な炭鉱はつぶせ」「海外炭が安い」という。炭鉱災害を防ぐ道はないのか。――ある。徹底した予防対策、研究開発と確実に対策を実施することだ。そのためには生産も保安も企業まかせでなく、政府の保安責任も問われる。残念だが、このままだと災害はつづくと警告しなければならない。労働者の命を救う道を――。

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033～4
編集兼発行人　杉本一男
半年間 1,200円 送料共
振替口座番号
労金大牟田
0968946－005

公判のお知らせ

9・28 坑内火災裁判公判
六月六日午後一時から、福岡地方裁判所で。（47回）

11・9 三池大災害裁判公判
六月十日午後一時から、福岡地方裁判所で。（57回）

敬弔

三菱南大夕張礦で、会社の保安無視によって引き起こされた災害の犠牲者と家族の皆さまに心から哀悼の意を捧げます。